

書 評

北村昌史著『ドイツ住宅改革運動——19世紀の都市化と市民社会』
(京都大学学術出版会, 2007年)

北村 陽子

19世紀ヨーロッパの都市においては、居住空間をめぐる活発な議論され、「都市計画」という新しい発想を生み出した。そうした議論の中でも最大の関心を集めた住宅問題に、公的権力が大幅に介入して都市景観を一変させた例としては、セーヌ県知事オスマン男爵による「パリ改造」がとくに知られている⁽¹⁾。このフランスの首都におけるような大規模な都市計画の構想は、しかし、「19世紀中葉の段階のヨーロッパでは、ほとんどなじみのないものであった」(9ページ)。同時期のベルリンを舞台として、そのなじみのない都市計画的発想が住宅問題をめぐる議論から発展する過程を多角的に検討したのが、本書『ドイツ住宅改革運動』である。

500ページ近い大著の内容を簡略に紹介するのは容易ではないが、まずは本書の構成を確認したい。「住宅問題は、量的な問題というよりは……都市化により発生した下層の住宅事情の変質という現象に対して市民層の人々がどのように認識したのかという、質の問題なのである」(25ページ)とする著者の問題関心は、19世紀ドイツの住宅問題とその改革に深く関わった市民層研究にある。序章で著者は、ガルやコッカの市民層研究を援用して、19世紀の住宅改革論者が、「市民性」という価値観を実現するため、自由主義から発した理想の「無階級社会」を達成するために議論を重ねたとする立場を示した。また著者は、従来の住宅問題研究がこの時期の住宅改革構想を、第一次世界大戦後に本格的に行われる「社会的住宅建設」の前史として扱っていることを批判する。そうしたのちの時代から逆照射した像ではなく、住宅改革構想の固有性を19世紀の文脈の中で読み解くべきだということである。

第I部「住宅問題の発生」は、19世紀前半のベルリンにおける住宅事情を把握することを課題とする。その際、住宅改革運動の中で、改善すべき対象の筆頭に挙げられるファミリエンホイザーを当時の市民社会がどのように認識していたかを、市当局や救済行政、警察との関連で分析している。その結果著者は、三月革命以前のベルリンにおいて、家賃徴収をめぐる住民の暴動が起きるファミリエンホイザー

(1) 日本語で読めるものだけでも、たとえば、松井道昭『フランス第二帝政下のパリ都市改造』(日本経済評論社, 1997年)、吉田克己『フランス住宅法の形成——住宅をめぐる国家・契約・所有権』(東京大学出版会, 1997年)、中野隆生『プラーグ街の住民たち』(山川出版社, 1999年)、がある。

は、道徳上・衛生上・防犯上市民層の不安を掻き立てる存在すなわち異空間であると誤認したことを指摘する。

第Ⅱ部「住宅改革運動の展開」では、この誤解をもとに、世紀中葉に展開された住宅改革運動がより精密に検証されている。分析の対象は、運動の担い手となった「労働諸階級福祉中央協会（中央協会）」および「ベルリン共同建築協会」の活動である。これら市民層の住宅改革論者は、集合住宅か戸建住宅かという相違はあるものの、市民層が貧しい階級とともに同一（区画）の建物に居住し、前者が後者に市民的な価値観を浸透させる「混合居住」の方式によって住宅改革を実現することを主張する。北村氏は、「混合居住」の思想が、住宅改革論者が共通にもっていた「無階級市民社会」の理念から発しており、19世紀中葉の住宅改革運動を「社会的住宅建設」の前史と解する場合、この思想がもつ固有性を捉えきれないと主張する。

第Ⅲ部「住宅改革構想の変遷」は、19世紀中葉以降の住宅改革構想に焦点を当てて、住宅改革構想が、都市全体を改良する都市計画の文脈で語られることを明らかにしている。急速な都市化の中で、住宅改革構想の中で「混合居住」思想がその説得力を失った一方で、住宅が衛生的な団らん（*sweet home*）として親密な家族の居住空間と認識されてくる。この時期「市民性」は、ともに住まうことで労働者を市民化するよりも、団らん（*sweet home*）という市民的居住様式を実現する労働者住宅を建設する方向で影響力をもつようになる。このような労働者住宅は、土地に比較的余裕のある郊外に建設された。19世紀後半には、労働者の住宅地から職場のある市中心部への交通網整備を含めて、都市を総体として整備する都市計画的発想が、住宅改革構想の中核をなすようになったという。

なお付論には、ファミリエンホイザーを実際に訪れたグルンホルツァーの探訪記（1843年）が解題付で訳出されており、その時点におけるファミリエンホイザーの実情が読者にも分かるようになっている。

本書の特徴は、ドイツの住宅問題および住宅改革運動を検討する課題が同時代の市民層を検討することにつながるとする著者のスタンスにある。19世紀ドイツの市民層は、近年の市民層研究によれば、自らがもつ文化をほかの社会層（主として労働者）に広げ、その社会層を市民化する性質を有していたという。このような文化のあり方を「市民性」という概念で捉える研究潮流を背景として、著者は市民層が労働者の住宅改善を議論した19世紀の住宅改革運動を「市民性」概念を手がかりに分析する。なぜなら「世紀中葉にあつては、住宅改革構想の中に、この『市民性』が象徴的なかたちで表現される」（本書30ページ）からである。

実際、19世紀中葉の住宅改革議論を精査した第Ⅱ部は、居住空間における「市民性」を労働者に伝播する「混合居住」が、「中央協会」や「ベルリン共同建築協会」に参加した改革論者、経済学者、建築家や官吏といった立場の異なる人々によって

支持されていたことを示している。しかし第Ⅲ部で明らかにされたように、急速に進む都市化によって、ドイツ統一前後の時期には、都市域内だけで住宅問題を解決することが困難になり、「混合居住」はもはや実効性をもちえなくなる。かわりに居住空間の市民化、すなわち快適さや親密さといった団らんのある場 *sweet home* が追求された。

本書を一読して感じたことは、まず同時代の住宅改革論者の多様な議論が紹介されており、19世紀における住宅問題への取り組みの全体像が得られる喜びである。しかし対象時期の設定上、ジェンダーの視点がほぼ捨象されていることは残念である。1880年代以降、ドイツ各地で結成された市民女性団体が、労働者の住環境を改善するために、慈善活動の中で行われる家庭訪問を通して、市民的な居住様式を「教化」していく。この「住宅扶助 Wohnungspflege」⁽²⁾は、世紀転換期のドイツにおいて、女性による労働者の「市民化」の一手段であった。本書では、女性論者の見解は、アルミニウス（本名アーデルハイト・フォン・ポニンスカ）の住宅改革議論が、第Ⅲ部第2章「ドイツ統一前後の住宅改革構想」の中で紹介されているのみである。個人的には、女性の「市民化」活動を文章化した中では最初期のものである彼女の著作に続く女性論者の見解が複数紹介されていると、住宅改革議論の多様さがより一層明確になったのではないかと考えられる。

著者が掲げた課題の中で違和感を覚えたのは、住宅改革運動の議論を通時的に分析して得られた知見を、日本における近代ドイツ史研究で提示されてきた「資格社会」論と対比することで、19世紀ドイツの市民社会の中に住宅改革運動を位置づける点である（31ページ）。確かに、異なる市民層研究の成果と比較することは、本書で検証された市民社会像を相対化する上で有益であろう。著者によれば、両者とも「市民性」の生成とその分節化という同じような過程を経て、同じ歴史的土台の上で展開していた。しかし続けて挙げられている両者の相違、すなわち第1に私的な領域を土台とする住宅改革運動に対して、「資格社会」は職業という公的な領域を問題にする点、第2に前者は都市化に伴う都市社会全体の変化への対応であるのに対して、後者は職業をめぐるシステムの再生産を対象としている点、第3に前者は改革対象（労働者）の「市民化」が目指されるのに対して、後者は対象がエリート職の養成が問題となる点（419ページ）は、比較するまでもなく顕著な差である。市民層研究に明るくない評者には、「市民性」概念という共通項をもつとはいえ、土台も対象もまったく異なる住宅改革運動と「資格社会」論を比較することの理由づけが弱いように感じられる。

むしろ同時代のロンドンやパリにおける住宅政策との比較は、世紀転換期の住宅

(2) Christoph Sachße, *Mütterlichkeit als Beruf. Sozialarbeit, Sozialreform und Frauenbewegung 1871-1929*, 2. Aufl., Opladen 1994, S. 60.

問題・住宅政策に関心のある評者にとって、今後の住宅問題研究の発展を促す試みでもあり大変興味深い。同じように住宅問題を含む社会問題に直面したヨーロッパ諸国の首都で、それら諸問題への対応の仕方はどのように異なったのか。著者は、3つの都市の性質がそのまま対応の相違に現れたと指摘している。早くから市域のスラム化が深刻化していたロンドンでは、インフラ整備とともに広大な都市空間の中に戸建て住宅の建設が進められ、オスマンの都市改造によって住宅事情が激変したパリでは、市域が中心部（ブルジョワ）と外延部（労働者）に二分されたのに対して、公的権力の介入が弱かったベルリンでは、旧来のままの中心部の周りに世紀中葉の改革案が規定する地域、世紀後半にはそれを取り巻くように郊外住宅地が開発されるという三重構造をとった。ベルリンにおけるこうした発展は、公的な介入のないまま、協会や新聞など市民社会における議論から生じた都市計画的発想に基づくものである。住宅改革に関して国家や自治体の干渉がなかったことは、ドイツでは逆に市民社会が十分に機能していた証左である、と著者は結論づけている。社会保険という国家主導の社会政策「先進地」とされる近代ドイツの市民社会は、決して弱いものではなく、公権力とは無縁に「市民性」の透徹をもとに住宅問題を都市全体の改革の中で論じ、新たな市民社会を策定する十分な能力を有していたのである。

その意味では、本書は、公権力と市民層のせめぎあいから生じた「社会的住宅建設」の実態を明らかにした後藤俊明氏の研究⁽³⁾とは必ずしも一直線で結ばれるものではない。そうではなく、著者自身が言っているように、19世紀ドイツの市民社会の固有性を、住宅改革議論の中から「都市計画的発想」という新たな思想を展開したことにある、と高く評価した斬新な著作と言えるであろう。

（きたむら ようこ・名城大学）

(3) 後藤俊明『ドイツ住宅問題の政治社会史——ヴァイマル社会国家と中間層』（未来社、1997年）